

# 福岡県公報

平成三十年三月三十日  
第三千九百七十九号  
増刊  
①

## 目次

### 条 例 (第三号―第三十三号)

○筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴う関係条例の整理に関する条例 (行政経営企画課) ……………五	○福岡県職員が那珂川市となることに伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課) ……………六	○福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………七	○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………八	○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………九	○福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例 (消防防災指導課) ……………十一	○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例 (消防防災指導課) ……………十一	○福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (市町村支援課) ……………十一	○福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (生活安全課) ……………十二	○福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例 (政策課) ……………十二	○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年育成課) ……………十二	○福岡県旅館業法施行条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) ……………十三	○福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (医療指導課) ……………十四	○福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (医療指導課) ……………十四	○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (介護保険課) ……………十五	○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (介護保険課) ……………十五	○福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障がい福祉課) ……………十八	○福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例 (環境保全課) ……………十九	○福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課) ……………十九	○福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課) ……………十九	○福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工政策課) ……………二十	○福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (農山漁村振興課) ……………二十	○福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 (畜産課) ……………二十	○福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 (道路維持課) ……………二十	○福岡県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例 (河川課) ……………二十八	○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………二十九	○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課) ……………二十九	○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (公園街路課) ……………二十九	○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………二十九	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び福岡
--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	--------------------------------------------------	-------------------------------------------------	---------------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------	----------------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	----------------------------------------------------	------------------------------------------	---------------------------------------------	----------------------------------------------	-------------------------------------------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	----------------------------------

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

岡山風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課) ……………三十

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課) ……………三十

公布された条例のあらまし

◇筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部行政経営企画課)

1 平成三十年十月一日から、筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、平成三十年十月一日から施行することとした。

◇福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 職員に対する懲戒処分において、非違行為の内容等に応じ厳正に対処するため、減給期間、減給額及び停職期間を改正することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十九年九月二十一日付けの給与に関する報告及び社会情勢の変化に鑑み、本県職員の特殊勤務手当及び給料の調整額の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家北筑後を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年十月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、医療法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、第一条中別表

四一の項及び四一の二の項の改正規定は平成三十年十月一日から、第二条の規定は医療法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

(総務部防災危機管理局消防防災指導課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、危険物取扱者免状の交付等に係る手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十年五月一日から施行することとした。

◇大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部防災危機管理局消防防災指導課)

1 県内で発生した大規模災害による被災者の経済的負担の軽減を図るため、手数料の免除等の措置を拡充することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の規定により本人確認情報を提供する事務として、新たに公安委員会における放置車両の使用量に対する放置違反金の納付命令等に関する事務を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、別表第二第六号の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部生活安全課)

1 福岡県消費者行政活性化基金に基づく事業を平成三十二年度まで継続することに伴い、福岡県消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課)

1 地方自治法等の一部を改正する法律の制定による地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人の業務の評価方法が見直されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課)

1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の制定により、携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置に関する規定が整備されたこと等を踏まえ、条例に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等及び保護者の義務について、従来の青少年有害情報フィードバックサービスに加え、青少年有害情報フィードバック有効化措置に係るものを加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県旅館業法施行条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

1 旅館業法の一部を改正する法律の制定により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十年六月十五日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法の一部改正により、介護保険施設に介護医療院が追加されること等に伴い、修学資金の返還免除の対象施設となる特定施設に介護医療院を追加するほか、

所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による医療法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法の一部改正により、介護保険施設に介護医療院が追加されること等に伴い、介護医療院の開設の許可の申請に対する審査の手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法の一部改正により、介護保険施設に介護医療院が追加されること等に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一

部を改正する法律及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定により、新たな障がい福祉サービスが創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部環境保全課)

1 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の制定により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併又は分割並びに相続について承継規定が整備されたこと等に伴い、譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部廃棄物対策課)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の制定により、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合の特例の認定制度が設けられたことに伴い、当該認定の申請に対する審査の手数料等について定めることとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部廃棄物対策課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、解体自動車破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、高圧ガス保安法等に係る手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

(農林水産部農山漁村振興課)

1 土地改良法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

(農林水産部畜産課)

1 農業保険法施行規則の制定による農業災害補償法施行規則の全部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、第六条第一項の改正規定(「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める部分に限る。)は公布の日から、別表福岡県中央家畜保健衛生所の項の改正規定は平成三十年十月一日から施行することとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 道路占用料等の額については、平成二十七年に改定され現在に至っているが、その後の経済情勢等に鑑み、その額を改定するとともに、道路法施行令の一部を改正する政令の制定等を踏まえ、占用物件の区分を新たに設けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、第一条中別表の備考第二号の改正規定、第二条中別表第三の備考第一号の改正規定、第三条中別表第二の備考第一号の改正規定、第四条中別表第一の備考第一号の改正規定、第五条中別表第一の備考第一号の改正規定及び第六条中別表第一の備考第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

(県土整備部河川課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、砂利採取計画の認可の申請等に対する審査手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定するとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による建築基準法の一部改正に伴い、新たに設けられた田園住居地域を日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による屋外広告物法の一部改正に伴い、新たに設けられた田園住居地域を広告物の表示等を禁止することができる地域として定めることとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による都市計画法の一部改正により、新たな用途地域が設けられたことに鑑み、当該用途地域を風俗営業の営業所の設置を制限する地域及び接待風俗営業の風俗案内を禁止する地域として定めることとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部企画課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の制定等により、風俗営業等に関する手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

条 例

筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三号

筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県県税事務所設置条例の一部改正)

第一条 福岡県県税事務所設置条例(昭和二十五年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県筑紫県税事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和四十九年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表筑紫郡の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例の一部改正)

**第三条** 福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県筑紫保健福祉環境事務所等の項及び別表第二福岡県筑紫保健所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県労働者支援事務所設置条例の一部改正)

**第四条** 福岡県労働者支援事務所設置条例(昭和三十一年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡労働者支援事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県児童相談所条例の一部改正)

**第五条** 福岡県児童相談所条例(平成十一年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡児童相談所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県民生委員の定数を定める条例の一部改正)

**第六条** 福岡県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年福岡県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表那珂川町の項中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

(福岡県中小企業振興事務所設置条例の一部改正)

**第七条** 福岡県中小企業振興事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡中小企業振興事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県農林事務所設置条例の一部改正)

**第八条** 福岡県農林事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県福岡農林事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県県土整備事務所等設置条例の一部改正)

**第九条** 福岡県県土整備事務所等設置条例(平成十一年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県那珂川県土整備事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

**第十条** 福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表区分の欄中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部改正)

**第十一条** 福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表福岡県春日警察署の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第四号**

福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年福岡県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「六月」を「一年」に、「十分の一」を「五分の一」に改める。

第五条第一項中「六月」を「一年」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
 2 この条例の施行前にした行為に対する減給又は停職については、なお従前の例による。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第五号**

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「感染症等(」を「特定感染症等(」に改め、「法律第一百十号」の下に「。以下「感染症法」という。」を、「規定する感染症」の下に「並びに同条第五項及び第六項に規定する感染症のうち人事委員会が認めるもの」を、「を」という」の下に「。以下同じ」を加え、「感染症患者、疑似症患者、患畜若しくは疑似患畜の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業(次号の作業を除く。)」を「次に掲げる作業又は業務」に改め、同号に次のように加える。

イ 感染症患者、疑似症患者、患畜若しくは疑似患畜又は人事委員会がこれらに相当すると認めるものの救護、病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業その他の特定感染症等のまん延を防止するために行う作業(次号の作業又は業務を除く。)

ロ 感染症法第五十三条の十二に規定する結核登録票に登録されている者に接し、処方された薬剤を確実に服用する指導の業務

第三条第一項第三号中「口蹄疫」を「口蹄疫」に改め、「限る」の下に「。以下「特定家畜伝染病」という」を、「行う」の下に「特定家畜伝染病にかかっている疑いのある動物の調査の業務で人事委員会規則で定めるもの又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項第四号中「(家畜伝染病に係る細菌検査を含む。)」の作業(検査作業の)」を「又はウイルス検査の業務(」に改め、「業務を含む。)」の下に「のうち人事委員会規則で定めるもの」を加え、同条第二項中「掲げる作業」の下に「又は業務」を加え、同項第二号及び第三号中「作業」の下に「又は業務」を加える。

七 保健医療介護部薬務課に勤務する職員が人事委員会規則で定める毒物又は劇物に係る立入検査の業務に従事したとき。

第五条第二項第七号中「第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項第二号中「及び第五号」を削る。

第十九条第一項中「異状」を「異常」に改める。

第二十二條第一項の表狂犬病予防等の業務に係る給料の調整額を受ける職員の項中「の作業」の下に「及び同項第二号の作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)」に係るもの」を加え、同条第二項中「第六條第一項第四号の」を削り、同条第四項中「第六号」の下に「若しくは第七号」を加える。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項を次のように改める。

<p>(1) 県立福岡学園に勤務し、直接児童の指導及び自立支援に従事する児童自立支援専門員及び児童生活支援員(福岡県職員の給与に関する条例第十一条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員(以下「管理職員」という。))を除く。</p>	<p>三</p>
<p>(2) 県立柏屋新光園に勤務し、直接児童の理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員</p>	<p>二・五</p>
<p>(3) 県立柏屋新光園の肢体不自由児(母子入</p>	

第二条の表小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の項を次のように改める。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校	(1) 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四百四十条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援	一
-----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

児童福祉施設及び児童相談所		
(12) 県立粕屋新光園に勤務し、調剤又は栄養管理の業務に従事する技師	(10) 県立粕屋新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長に限る。) (11) 直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師(県立粕屋新光園に勤務する者(管理職員及び(3)に掲げる者を除く。)に限る。)	一
(9) 県立粕屋新光園に勤務し、診療エックス線又は衛生検査の業務に従事する技師	(8) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。)	一・五
(7) 県立粕屋新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長を除く。)	(6) 直接児童の心理判定の業務に従事する職員 (5) 県立粕屋新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士 (4) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士 (3) 所(児童を除く。)を入院させるための病棟に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師	二

第二条の表警察本部の項を次のように改める。

警察本部	(1) 銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出の業務を専門に行わせるために警察本部長が組織した特殊部隊において当該業務を本務とする職員 (2) 航空機の操縦に従事することを本務とする職員 (3) 航空機の整備に従事することを本務とする職員 (4) 直接犯罪被害者等の心理療法の業務に従事することを本務とする職員	二 三 一・五 一
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

付則第九項を削る。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表御笠川那珂川流域下水道の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

第三十条の二第二項の表福岡県立ふれあいの家北筑後の項を削る。

附則

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表六の項を次のように改める。

<p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「施行令」という。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条第一項の規定による病院の開設の許可</p> <p>ロ 法第七条第二項の規定による病院の病床数並びに療養病床及び一般病床の種別その他施行規則で定める事項の変更の許可</p> <p>ハ 法第七条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可及び病床数、病床の種別その他施行規則で定める事項の変更の許可</p> <p>ニ 法第八条の二第二項の規定による病院の休止又は再開の届出の受領</p> <p>ホ 法第九条第一項の規定による病院の廃止の届出の受領</p> <p>ヘ 法第九条第二項の規定による病院の開設者の死亡又は失せうの届出の受領</p> <p>ト 法第十二条第一項の規定による病院の開設者以外の者による病院の管理の許可</p> <p>チ 法第十二条第二項の規定による他の病院等を管理する者による病院の管理の許可</p> <p>リ 法第十五条第三項の規定による次に掲げる届出の受領</p> <p>(1) 施行規則第二十四条の二に規定する診療の用に供するエックス線装置の備付けの届出</p> <p>(2) 施行規則第二十八条に規定する施行規則第二十四条第八号及び第九号に該当する場合の届出</p> <p>(3) 施行規則第二十九条第一項に規定する施行規則第二十四条第十号及び第十二号（診療の用に供するエックス線装置</p>	<p>北九州市及び福岡市（いずれも法第七十三条の規定により指定都市が処理する事務を除く。） 大牟田市（イ、ロ、ニからチまで、リ(2)及び(4)、ル（療養病床を有する診療所に係るものを除く。））、ヲ(1)、ヨからソまで、ツ(1)、(2)、(4)及び(5)、ネからフまで並びにエからサまでに掲げる事務を除く。） 久留米市</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に限る。）に該当する場合の届出

(4) 施行規則第二十九条第二項及び第三項に規定する施行規則第二十四条第十一号（施行規則第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に限る。）及び第十三号に該当する場合の届出

ヌ 法第十八条ただし書の規定による病院に専属の薬剤師を置かないことの許可

ル 法第二十三条の二の規定による病院又は療養病床を有する診療所の開設者に対する人員の増員又は業務停止の命令

ヲ 法第二十四条第一項の規定による次に掲げる事務

(1) 病院の使用の制限又は禁止

(2) 病院の修繕又は改築の命令

ワ及びカ 削除

ヨ 法第二十七条の規定による病院の構造設備の検査及び許可証の交付

タ 法第二十八条の規定による病院の管理者の変更の命令

レ 法第二十九条第一項の規定による病院の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令（同項第一号、第二号及び第三号（法第六条の三第六項に係るものを除く。ツ(5)において同じ。）に該当する場合に限る。）

ソ 法第二十九条第二項の規定による病院の変更の許可の取消し

ツ 法第三十条の規定による次に掲げる事務に関する弁明の機会との付与

(1) 法第二十三条の二の規定による病院の開設者に対する人員の増員又は業務停止の命令

(2) 法第二十四条第一項の規定による病院の使用の制限又は禁止

(3) 法第二十四条第一項の規定による病院の修繕又は改築の命令

(4) 法第二十八条の規定による病院の管理者の変更の命令

(5) 法第二十九条第一項第一号、第二号及び第三号の規定による病院の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令

ネ 法第三十五条第一項の規定による公的医療機関の開設者又は管理者に対する同項各号に掲げる事項の命令

ナ 法第三十五条第二項の規定による公的医療機関の開設者に対する運営に関する指示

ラ 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による医療法人（当該市内に事務所並びに全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を有する医療法人に限る。ムからケまで及びテからサまでにおいて同じ。）の理事数の特例の認可（医療法人の設立の認可と同時にを行う場合を除く。）

ム 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による管理者の一

部を理事に加えないことの認可  
 ウ 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない理事からの医療法人の理事長の選出の認可  
 キ 法第五十二条第一項の規定による医療法人の事業報告書等の受領  
 ノ 法第五十二条第二項の規定による医療法人の定款、事業報告書等の閲覧  
 オ 法第五十四条の九第三項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可  
 ク 法第五十四条の九第五項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出の受領  
 ヤ 法第六十三条第一項の規定による医療法人の業務若しくは会計に係る報告の徴収又は職員による立入り及び検査  
 マ 法第六十四条の二の規定による医療法人の収益業務の停止の命令

ケ 法第六十五条の規定による医療法人の設立認可の取消し  
 フ 施行令第四条第一項の規定による病院の開設者からの届出事項の変更の届出の受領  
 コ 施行令第四条第二項の規定による診療所の設置者からの変更の届出の受領  
 エ 施行令第四条の二の規定による病院を開設したときの開設年月日等の届出及び当該届出事項の変更の届出の受領  
 テ 施行令第五条の十一第一項の規定による医療法人台帳の整備  
 ア 施行令第五条の十二の規定による医療法人の登記事項の届出の受領  
 サ 施行令第五条の十三の規定による医療法人の役員の変更の届出の受領  
 キ 法、施行令及び施行規則の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付

別表三五の二の二の項上欄ニ中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同欄ホ中「第三条第八項」を「第三条第九項」に改め、同欄ヘ及びヌ中「第三条第九項」を「第三条第十一項」に改め、同欄ヲ中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同欄ワ中「同条第九項の規定による公示及び法第十七条第一項の認可をした施設並びに当該市が設置した幼保連携型認定こども園」を「及び同条第十一項の規定による公示をした施設」に改め、同欄カ中「第二十九条第二項」を「第二十九条第四項」に改め、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同欄ヨ中「同条第九項の規定による公示及び法第十七条第一項の認可をした施設並びに当該市が設置した幼保連携型認定

こども園」を「及び同条第十一項の規定による公示をした施設」に改め、同欄タ中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改め、同欄下欄中「北九州市 福岡市」を「北九州市及び福岡市（いずれもイからルまで、ワ、ヨ及びタに掲げる事務を除く。）」に改め、同項を同表三五の二の三の項とし、同項の前に次の一項を加える。

三五の二の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第10号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）であつて、法第五十四条第一項に規定する所得の状況に係るもの  
 イ 法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請に係る確認  
 ロ 法第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請に係る確認  
 各市町村（北九州市及び福岡市を除く。）

別表四一の項中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。  
 別表四一の二の項中「那珂川町 宇美町」を「宇美町」に改める。  
 別表四四の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、「。チにおいて同じ」を削る。

別表四六の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「国の機関との協議」を「国の機関又は都道府県等との協議」に改める。

**第二条** 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表六の項ワ及びカを次のように改める。  
 ワ 法第二十四条の二第一項の規定による病院の開設者に対する必要な措置の命令  
 カ 法第二十四条の二第二項の規定による病院の開設者に対する業務停止の命令  
 別表六の項レ中(5)を(7)に改め、同項ツ中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第二十四条の二第一項の規定による病院の開設者に対する必要な措置の命令

(5) 法第二十四条の二第二項の規定による病院の開設者に対する業務停止の命令  
 別表六の項下欄中「ヨ」を「ワ」に、「(4)及び(5)」を「(4)から(7)まで」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表四一の項及び四一の二の項の改正規定は平成三十年十月一日から、第二条の規定は医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第八号**

福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県消防関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表七の項中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表八の項中「五、〇〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表一一の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表一三の項中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表一四の項中「五、〇〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年五月一日から施行する。

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第九号**

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「別表」の下に「三の項、」を加え、「及び六五の項」を「、六五の項及び七〇の項」に改め、同表第五号中「一〇の項」の下に「、三四の項、三七の項」を、「四〇の項」の下に「並びに別表第二の二の項」を加え、同表第十一号を次のように改める。

十一 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）第二条第一項第二号及び第九号、第二条の二第一項第二号及び第三号、第二条の三第一項第二号、第七条第一項第二号及び第三号、第九条第一項第四号及び第五号、第十一条第一項第五号、第六号、第十一号及び第十二号、第十二条の二第一項第六号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項第四号、第十五条第一項第一号及び第二号、第十六条第一項第二号、第四号、第九号、第九号の五、第九号の六及び第十三号、第十六条の二第二項第二号並びに第十六条の三第一項第二号及び第三号に規定する手数料

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十号**

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
別表第二第六号中「福岡県心身障害者扶養共済制度条例」を「福岡県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。  
別表第三に次のように加える。

四 公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令、同条第六項の規定による弁明の機会の付与、同条第十三項の督促又は同条第十四項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十一号

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福岡県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

福岡県公立大学法人評価委員会条例（平成十七年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十八条第一項」を「第七十八条の二第一項」に、「実績」を「実績等」に改め、同条第二項中「第二十八条第四項」を「第七十八条の二第五項」に改め、同条第三項を削る。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項から第五項までを次のように改める。

保護者は、環境整備法第十五条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリングサービス（環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス）を利用しない旨の申出をするとき又は環境整備法第十六条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三項において同じ。）を含む。）を携帯電話インターネット接続業務提供者等（環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供者等）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続業務提供者等は、環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪に巻き込まれる事件が発生していることその他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続業務提供者等は、第一項の書面の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役割提供契約（環境整備法第十三条第一項に規定する役割提供契約であって、青少年を当事者とし、又は青少年を携帯電話端末等（環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう

。の使用者とするものに限る。第五項において同じ。）を締結し、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等であつて、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約（環境整備法第十三条第一項に規定する役務提供契約をいう。）の相手方が青少年であるもの又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるものに限る。第五項において同じ。）を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第二項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結していると認められる青少年の保護者又は特定携帯電話端末等への青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていないと認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県旅館業法施行条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県旅館業法施行条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

正する条例

（福岡県旅館業法施行条例の一部改正）

第一条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号）の一部を次の

ように改正する。

第一条中「第一条第一項第十一号、同条第二項第十号、同条第三項第七号及び同条第四項第五号」を「第一条第一項第八号、同条第二項第七号及び同条第三項第五号」に改める。

第二条第一項第一号及び第二項の表一の項中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第三条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

二 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること。

第三条中第三号及び第四号を削り、同条第五号中イを次のように改める。

イ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

第三条第五号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホからリまでをハからトまでとし、同条を同条第三号とし、同条第六号を削る。

第四条を削る。

第五条第一項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に、「次のとおり」を「客室が収容定員に応じて十分な広さを有していること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第三条第三号から第六号まで及び前条第一項各号」を「前条第二号及び第三号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に、「次のとおり」を「客室が収容定員に応じて十分な広さを有していること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第三条第三号から第六号まで及び第四条第一項各号」を「第三条第二号及び第三号」に改め、同条を第五条とする。

第七条を削る。

第八条中「営業」を「旅館業」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（照明）

**第七条** 旅館業の施設は、それぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度が保たなければならない。  
 第九条及び第十条を削る。

第十一条中「営業」を「旅館業」に改め、同条第一号中「一日に一回以上」を「定期的に」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第八条とする。

第十二条を第九条とする。

第十三条を削る。

第十四条第十三号を削り、同条第十四号中「一日に一回以上」を「定期的に」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条を第十条とする。

第十五条を第十一条とし、第十六条を第十二条とし、第十七条を第十三条とし、第十八条を削る。

(災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

**第二条** 災害派遣手当の支給に関する条例(平成七年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

(福岡県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 福岡県旅館業法施行条例の一部を改正する条例(平成十五年条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三条第五号ホからリまで(第四条第二項、第五条第二項及び第六条第二項)」を「第三条第三号ハからトまで(第四条第二項及び第五条第二項)」に改める。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十五号**

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「第九号」を「第十号」に改め、同項第七号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)

第六条第一項第一号及び第二号中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十六号**

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条

第二号を次のように改める。

二 放射線治療病室の病床については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算入しないこと。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第二条第一項中「及び第四条」を削り、同条第二項中「第三十条の四第二項第一号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改め、「及び第四条」を削る。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一六七の九の項及び一六七の一〇の項を次のように改める。

一六七の九	削除		
一六七の一〇	削除		

別表一六九の二の項の次に次のように加える。

一六九の二の二	介護保険法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	六三、〇〇〇円
一六九の二の三	介護保険法第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更の許可（構造設備の変更）	介護医療院変更許可申請手数料	三三、〇〇〇円

更を伴うものに限る。）の申請に対する審査

一六九の二の介護保険法第八十条第一項の規定による介護医療院の許可の更新の申請に対する審査

介護医療院許可更新申請手数料

三三、〇〇〇円

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次

「第二節 指定居宅介護支援等の事業（第七条の二―第七条の五）」

第三節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）

第四節 介護老人保健施設（第十四条―第十八条）

「第二節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）」

第三節 介護老人保健施設（第十四条―第十八条）」

第四節 介護医療院（第十八条の二―第十八条の六）」

第一条中「、健康保険法等の一部を改正する法律」を「及び健康保険法等の一部を改正する法律」に改め、「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する部分に限

る。以下「平成二十六年改正前の介護保険法」という。）を削り、「福岡県における指定居宅サービス」の下に、「共生型居宅サービス」を加え、「指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業」及び「介護老人保健施設」を削り、「指定介護予防サービス及び」を「指定介護予防サービス、共生型介護予防サービス及び」に改め、「運営に関する基準」の下に、「介護老人保健施設及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を加え、「指定居宅介護支援事業者」を削る。

第二条中「法、」を「法及び」に改め、「及び平成二十六年改正前の介護保険法」を削る。

第三条中「第四十二条第一項第二号」の下に、「法第七十二条の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第七条中「第四十二条第二項」の下に、「法第七十二条の二第二項」を加える。

第二章中第二節を削り、第三節を第二節とし、第四節を第三節とする。

第十四条及び第十八条中「設備及び運営に関する基準」を「施設及び設備並びに運営に関する基準」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 介護医療院

(通則)

第十八条の二 法第一百一十一条第一項から第三項までに規定する条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第十八条の三 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した

運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十八条の四 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第十八条の五 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、介護医療院について準用する。

この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一一号に掲げるもの」とあるのは「介護医療院」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービス」と、同条の表中「別表第二一号」とあるのは「別表第二三号の二」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第三号の二」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「介護医療院」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「介護医療院の管理者」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第十八条の六 この条例に定めるものを除くほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、法第一百一十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第十九条中「第五十四条第一項第二号」の下に、「法第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第二号」を加え、「並びに平成二十六年改正前の介護保険法第五十四条第一項第

号及び第二号」を加え、「及び平成二十六年改正前の介護保険法第五十四条第一項第

号及び第二号」を加え、「及び平成二十六年改正前の介護保険法第五十四条第一項第

二号並びに平成二十六年改正前の介護保険法第百十五条の四第一項及び第二項」を削る。

第二十二条中「第五十四条第二項」の下に「、法第百十五条の二の二第二項」を加え、「並びに平成二十六年改正前の介護保険法第五十四条第二項及び平成二十六年改正前の介護保険法第百十五条の四第三項」を削る。

第二十八条の二を削る。

第二十九条第一項及び第二項中「及び平成二十六年改正前の介護保険法第百十五条の二第二項第一号（平成二十六年改正前の介護保険法第百十五条の十一において準用する平成二十六年改正前の介護保険法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）を削る。

別表第一第一号中ヌをヲとし、へからりまでをチからルまでとし、ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 共生型短期入所生活介護事業者

別表第一第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 共生型通所介護事業者

別表第一第二号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、ホをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 共生型介護予防短期入所生活介護事業者

別表第一第二号中へをホとし、トからヌまでをへからりまでとする。

別表第二中「、第七条の四」を削り、「第十七条」の下に「、第十八条の五」を加え、同表第一号の表中「訪問介護（」の下に「共生型サービス及び」を、「通所介護（」の下に「共生型サービス及び」を、「短期入所生活介護（ユニット型」の下に「、共生型サービス」を加える。

別表第二第一号の二を削る。

別表第二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 介護医療院（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第二第四号の表中介護予防訪問介護（基準該当サービスを含む。）の項及び介護予防通所介護（基準該当サービスを含む。）の項を削り、「介護予防短期入所生活介護（ユニット型」の下に「、共生型サービス」を加える。

別表第三中「、第七条の四」を削り、「第十七条」の下に「、第十八条の五」を加え、同表第一号の表一の項中「訪問介護（」の下に「共生型サービス及び」を、「通所介護（」の下に「共生型サービス及び」を加え、同表二の項中「ユニット型」の下に「、共生型サービス」を加え、同表四の項中ロを削り、ハをロとし、同表五の項ハ中「二の項イ並びに四の項イ及びロ」を「二の項イ及び四の項イ」に改める。

別表第三第一号の二を削る。

別表第三第三号の次に次の一号を加える。

三の二 介護医療院（ユニット型を含む。）

イ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討内容等の記録

ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ハ 入所者が次のいずれかに該当する場合には行わなければならない市町村への通知に係る記録

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ホ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録  
つた処置についての記録

別表第三第四号の表一の項中「介護予防訪問介護（基準該当サービスを含む。）、「及び「、介護予防通所介護（基準該当サービスを含む。）」を削り、同表二の項中「ユニット型」の下に「、共生型サービス」を加え、同表四の項中ロを削り、ハをロとし、同表五の項ハ中「二の項イ並びに四の項イ及びロ」を「二の項イ及び四の項イ」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十九号**

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等

に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第一条** 福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「ロ」の下に「、法第四十一条の二第一項各号」を加える。

第十一条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第十二条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第十五条の次に次の二条を加える。

**第十五条の二** 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、施行規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

**第十五条の三** 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情

報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第十七条第一項中「及び第九条」を「、第九条、第十五条の二及び第十五条の三」に改める。

第十八条中「第三十条第二項」の下に「、法第四十一条の二第二項」を加える。

第二十三条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第二十四条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

(福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第二条** 福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに法第二十一条の五の十八第一項」を「、法第二十一条の五の十七第一項各号並びに法第二十一条の五の十九第一項」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

**第七条の二** 指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第九条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第十条中「及び法第二十一条の五の十八第三項」を「、法第二十一条の五の十七第二項及び法第二十一条の五の十九第三項」に改める。

第十九条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

第二十条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

第二十一条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

第二十二条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

第二十三条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

第二十四条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

第二十五条第一項中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第二項第一号」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十号

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第九項中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項を同表第十二項とし、同表第八項中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項を同表第十二項とし、同表第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

五	法第二十七条の二第一項の規定による汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	七〇、〇〇〇円	申請のとき
六	法第二十七条の三第一項の規定による汚染土壤処理業者の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業者合併又は分割承認申請手数料	七〇、〇〇〇円	申請のとき
七	法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業相続承認申請手数料	七〇、〇〇〇円	申請のとき

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十一号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中二五の項を二七の項とし、七の項から二四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七	法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	一四七、〇〇〇円	申請のとき
八	法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	一三四、〇〇〇円	申請のとき

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例（平成十六年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表九の項中「七五、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表三二の項中「一八〇円」を「一六〇円」に、「二二〇円」を「二一〇円」に、「四円」を「三元」に、「九〇円」を「八〇円」に改め、同表六〇の項中「一九、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十四号

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和五十二年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「同項第二号」を「同項第一号」に、「並びに」を「、」に、「第十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は法第八十七条の五第一項」に、「第百十三條の二第三項」を「第百十三條の三第三項」に、「すべて」を「全て」に、「附則第八項」を「附則第五条」に改める。

第六条第一項中「同項第二号」を「同項第一号」に、「附則第八項」を「附則第五条」に改める。

第七条第一項中「第百十三條の二第二項」を「第百十三條の三第二項」に、「附則第八項」を「附則第五条」に改める。

附則第四項中「附則第二十四項」を「附則第七条第一項」に改める。  
附則第五項中「附則第二十五項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

福岡県家畜保健衛生所条例(昭和二十九年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第三十三條」を「農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第一百七條第一項」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別表福岡県中央家畜保健衛生所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定(「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める部分に限る。)は公布の日から、別表福岡県中央家畜保健衛生所の項の改正規定は平成三十年十月一日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(福岡県道路占用料徴収条例の一部改正)

第一条 福岡県道路占用料徴収条例(昭和四十三年福岡県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件等		単位		占 用 所 在 地										
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広 告 塔	その他のもの
一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	表示面積一平方メートルにつき	表示面積一平方メートルにつき
第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	九	五	八四〇	四一〇	二、七〇〇	七二〇	八七〇〇	一、七〇〇
九六〇	七六〇	七〇〇	六八〇	六三〇	六八〇	六八	七	四	六七〇	四一〇	四〇〇	五七〇	三、三〇〇	一、四〇〇
第二級地	第二級地	第二級地	第二級地	第二級地	第二級地	第二級地	六	六	六一〇	三八〇	一、三〇〇	五三〇	一、八〇〇	一、三〇〇
二、五〇〇	二、二〇〇	七〇〇	六三〇	五八〇	六三〇	六三	六	四	六二〇	三三〇	一、二〇〇	四九〇	九〇〇	一、二〇〇
第三級地	第三級地	第三級地	第三級地	第三級地	第三級地	第三級地	六	六	五七〇	三五〇	二、三〇〇	三二〇	五八〇	七五〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	六五〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八	六	四	五七〇	三五〇	二、三〇〇	三二〇	九〇〇	七五〇
第四級地	第四級地	第四級地	第四級地	第四級地	第四級地	第四級地	六	六	三七〇	二二〇	七五〇	三二〇	五八〇	七五〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	六五〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八	六	四	三七〇	二二〇	七五〇	三二〇	五八〇	七五〇
第五級地	第五級地	第五級地	第五級地	第五級地	第五級地	第五級地	四	二	三七〇	二二〇	七五〇	三二〇	五八〇	七五〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇	三八〇	三八〇	三八〇	三八	四	二	三七〇	二二〇	七五〇	三二〇	五八〇	七五〇

法第三十二條 第一項第二号に掲げる物件		法第三十二條 第一項第五号に掲げる施設		法第三十二條 第一項第六号に掲げる施設		法第二十二條第一項第二号及び第四号に掲げる施設	
もの	長さ一メートルにつき	もの	階数が三以上のもの	もの	もの	もの	もの
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル以上のもの	地下街及び地下室	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの
表示面積一平方メートルにつき	表示面積一平方メートルにつき	表示面積一平方メートルにつき	表示面積一平方メートルにつき	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
一五〇	二二〇	二二〇	二二〇	一、七〇〇	二、六〇〇	四、四〇〇	八七
一一〇	一六〇	一六〇	一六〇	一、四〇〇	一、一〇〇	一、七〇〇	八七
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一、三〇〇	五三〇	八八〇	一八
一一〇	一四〇	一四〇	一四〇	一、二〇〇	二七〇	四五〇	九
六八	九〇	九〇	九〇	七五〇	一七〇	二九〇	六

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）による



鉄道、軌道その他これらに類するもの	埋設管又は架設管										架設物		送電塔	広告塔	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	その他			電話柱		
	外径が〇・七メートル以上二メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上二メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上二メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・二メートル未満のもの	線類以外のもの				線類	塔	表示面積一平方メートルにつき	一個につき	第一種電話柱	第二種電話柱
占用面積一平方メートルにつき一年											長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1、三〇〇〇	七五〇	三八〇	二六〇	一五〇	一一〇	七五	五六	三八	二六	二〇〇〇	六	六	一、三〇〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇〇	六三	一、四〇〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、三〇〇	九三〇
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

**第三条** 福岡県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中表の部分を次のように改める。

（福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

5 面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又は面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

看	板		その他の工作物又は構築物
	一時的に設けるもの	その他のもの	
表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一月
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1

別表第三の備考第一号ハ中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改め、同表備考中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同表備考第五号中「月数、日数、面積又は長さ」を「月数又は日数」に改め、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

その他管類		地下埋設管													
外径が〇・四メートル以上のもの	外径が〇・三メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・一メートル以上のもの	外径が〇・一五メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・三メートル以上のもの	外径が〇・四メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの							
三二〇	二七〇	二六〇	二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇
二七〇	二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇
二五〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇	九〇
二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇

別表第二の備考第一号ハ中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改め、同表備考第四号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。  
 (福岡県一般海域管理条例の一部改正)  
**第四条** 福岡県一般海域管理条例(平成十二年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

使用物件等	単位	所在地		価(円)	
		所	在		
その他土地	四一〇	三三〇	三〇〇	二八〇	一八〇
住居出入通路	四三	三四	三一	二九	一九
ゴルフ場	一七	一七	一七	一七	一七
耕作地	八	八	八	六	六
公園、緑地、広場及び運動場	五五	五五	五五	五五	五五
遊船	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一九〇	一九〇
その他の工作物(全幅員三メートルを超える住居出入橋を含む。)	五二〇	四一〇	三八〇	三五〇	一三〇
住居出入橋(全幅員三メートル以下のもの)	五二	四一	三八	三五	一三
くも手足場	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
標識	三、四〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	一、五〇〇
けい船	三、四〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	一、五〇〇
さいん橋	三、四〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	一、五〇〇
看板	八、七〇〇	三、三〇〇	二、八〇〇	九〇〇	五八〇
看板上空に設ける物件に係るもの	五、九〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	六〇〇	三九〇
鉄道、軌道その他これらに類するもの	一、七〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	七五〇
上〇・七メートル未満のもの	一、七〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	七五〇
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	八六〇	六八〇	六三〇	五八〇	三八〇
外径が〇・一メートル以上一メートル未満のもの	六〇〇	四八〇	四四〇	四一〇	二六〇





看 板	埋設管又は架設管										架 設 物		送 電 塔	広 告 塔	話 所	
	その他もの	一時的に設けるもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上二メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの				線 類
表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月											長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	個につき一年
一、八〇〇	一八〇	七五〇	三八〇	二六〇	一五〇	一一〇	七五	五六	三八	二六	一、三〇〇	六	一、三〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、三〇〇
九〇〇	九〇	七〇〇	三五〇	二五〇	一四〇	二二〇	七〇	五三	三五	二五	一、二〇〇	六	一、二〇〇	九〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇

その他	前各項に準じて知事が定める。	機の場合は、行動範囲を含む。	一平方メートルにつき一年	一基につき一年	一本につき一年	一基につき一年	一基につき一年	一基につき一年	一基につき一年
さん橋その他工作物									
遊船									
貯木場又は材料置場									
漁獲物又は漁具等の干場									
船係留場									
その他									
一五・二	四・四	五・五	二〇〇	一九〇	二五〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
一二・一									

別表第一の備考第一号ハ中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改め、同表備考第五号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表の備考第二号の改正規定、第二条中別表第三の備考第一号の改正規定、第三条中別表第二の備考第一号の改正規定、第四条中別表第一の備考第一号の改正規定、第五条中別表第一の備考第一号の改正規定及び第六条中別表第一の備考第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項若しくは第三項若しくは電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可を受け、又は道路法第三十五条若しくは電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等(以下「既存道路占用物

件等」という。)に係る平成三十年年度以降の一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、既存道路占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正道路占用料額」という。)を超える場合には、当該改正道路占用料額とする。

3 この条例の施行の際福岡県港湾施設管理条例第十一条の規定による許可を受け現に存する工作物等(以下「既存工作物等」という。)に係る平成三十年年度以降の一年当たりの占用の費用の額は、第二条の規定による改正後の福岡県港湾施設管理条例第十三条の規定にかかわらず、既存工作物等に係る前年度の一年当たりの占用の費用の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正港湾施設費用額」という。)を超える場合には、当該改正港湾施設費用額とする。

4 この条例の施行の際河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十四条の規定による許可を受け現に存する占用物件等(以下「既存河川占用物件等」という。)に係る平成三十年年度以降の一年当たりの費用の額は、第三条の規定による改正後の福岡県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、既存河川占用物件等に係る前年度の一年当たりの費用の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正河川占用料額」という。)を超える場合には、当該改正河川占用料額とする。

5 この条例の施行の際福岡県一般海域管理条例第三条の規定による許可を受け現に存する使用物件等(以下「既存一般海域使用物件等」という。)に係る平成三十年年度以降の一年当たりの費用の額は、第四条の規定による改正後の福岡県一般海域管理条例第十一条の規定にかかわらず、既存一般海域使用物件等に係る前年度の一年当たりの費用の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正一般海域使用料額」という。)を超える場合には、当該改正一般海域使用料額とする。

6 この条例の施行の際海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七條第一項、第八條第一項、第三十七條の四又は第三十七條の五の規定による許可を受け現に存する工作物又は施設等(以下「既存海岸占用物件等」という。)に係る平成三十年年度以降の一年

当たりの費用の額は、第五条の規定による改正後の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七條第一項の規定にかかわらず、既存海岸占用物件等に係る前年度の一年当たりの費用の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正海岸占用料額」という。)を超える場合には、当該改正海岸占用料額とする。

7 この条例の施行の際港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七條第一項の規定による許可を受け現に存する物件、工作物又は施設等(以下「既存港湾占用物件等」という。)に係る平成三十年年度以降の一年当たりの費用の額は、第六條の規定による改正後の福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例第七條第一項の規定にかかわらず、既存港湾占用物件等に係る前年度の一年当たりの費用の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正港湾占用料額」という。)を超える場合には、当該改正港湾占用料額とする。

8 福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正(福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正) 福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項第二号、第三項第二号、第四項第二号、第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号中「平成二十八年度以降」を「平成二十八年度及び平成二十九年」に改める。

福岡県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第二十七号**

福岡県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県砂利採取法関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「三七、七〇〇円」を「三三、九〇〇円」に改め、同表五の項中「一七、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表一九の二の項、二〇の項、二六の項、二九の項、三四の項及び四一の項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同表四三の項中「一六、九〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員のうち「五、五五八人」を「五、五三三人」に、「四六七人」を「四六五人」に、「六、二五五人」を「六、二一八人」に改め、同表特別支援学校の職員のうち「一、七七三人」を「一、八二八人」に、「一、八六七人」を「一、九二二人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一三、九五〇人」を「一四、一四三人」に、「六九三人」を「六八七人」に、「二二二人」を「二二七人」に、「七五九人」を「七五八人」に、「一五、六一四人」を「一五、八〇五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一八六人」を「二〇五人」に、「二〇〇人」を「二一九人」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

(福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十四年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表六の項中「一一、〇〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表八の項中「一五、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同表備考六中「三、三〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

第二条の三第二項の表備考一中「八、〇〇〇円」を「八、七〇〇円」に改める。

第八条第二項の表三の項中「二、四〇〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

第九条第二項の表一の項中「二五、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改める。

第十条第二項の表二の項中「四、六〇〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

第十一条第二項の表四の項中「一、六〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表六の項中「二、二〇〇円」を「一、九〇〇円」に改める。

第十二条の二第二項の表六の項中「二、〇〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

第十四条第二項の表一の項中「一、六〇〇円」を「一、五五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「七、〇五〇円」を「六、六〇〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、三五〇円」に、「二、九五〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、〇五〇円」に、

「を」四、〇五〇円」に、

<p>(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>1 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>一、七五〇円</p>
<p>(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種</p>	<p>1 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>一、七〇〇円</p>

を

に、「四、五五〇円

免許に係る試験

用を受ける場合

「を「四、八〇〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、三五〇円」に改め、同表一の二の項中「四、〇五〇円」を「三、九〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「三、八五〇円」を「三、七五〇円」に、「四、七五〇円」を「四、五五〇円」に改め、同表二の項中「二、〇〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「四、六五〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、九五〇円」を「一、七五〇円」に、「二、八五〇円」を「二、五五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、六五〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表三の項及び四の項中「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表五の項中

(一) 運転免許証の更新(道路交通法第百一条の二の二第一項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合)

二、五〇〇円

を

(二) 運転免許証の更新(道路交通法第百一条の二の二第一項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合)

二、五五〇円

に改め、同表五の三

の項中「六五〇円」を「七五〇円」に改め、同表五の四の項を次のように改める。

五の四 認知機能検査員講習手数料	(一) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けたことにより講習項目が省略される者に対する講習	八〇〇円
	(二) (一)に掲げる者以外の者に対する講習	一、四〇〇円

第十四条第二項の表六の項中「一、四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「二、八五〇円」に改め、同表七の項中「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表八の項中「二三、一〇〇円」を「二三、四〇〇円」に、「一九、六五〇円」を「一九、五〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二一、五〇〇円」に改め、同表九の項中「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表一〇の項中「一四、六〇〇円」を「一四、五五〇円」に、「二一、八〇

〇円」を「二一、八五〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六五〇円」に、「二二、七五〇円」を「二二、四五〇円」に改め、同表一〇の二の項及び一〇の三の項中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表一一の項中「二、四〇〇円」を「二、三五〇円」に改め、同表一二の項中「二、一〇〇円」を「二、九五〇円」に、

1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)

講習一時間について四、一〇〇円

を

1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)

講習一時間について四、四〇〇円

に、「三、四〇〇円」を「

三、五〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、八〇〇円」に、

1 大型自動二輪車免許に係る講習

講習一時間について四、一〇〇円

を

1 大型自動二輪車免許に係る講習

講習一時間について四、一五〇円

に、「一、四〇〇円」を「

一、五〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二」について六五〇円を「二」について七五〇円に、「三」について二、四〇〇円を「三」について二、四五〇円に、「四、六五〇円」を「五、一〇〇円」に、「七、五五〇円」を「七、九五〇円」に、「五、六五〇円」を「五、八〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、二五〇円」に、「一、四、三〇〇円」を「四、四五〇円」に、

6 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

二、四〇〇円

を

6 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

二、三五〇円

に、「一三、二〇〇円」を「

一二、五〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表一五の項中「一、五〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「四、六五〇円」を「五、一〇〇円」に、「七、五五〇円」を「七、九五〇円」に改め、同表第三項の表一の項中「三、六〇〇円」を「三、五五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表三の項中「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表五の項中「二、〇〇〇円」を「二、三五〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同表六の項中「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表備考一中「二、四五〇円」を「二、三五〇円」に、「八五〇円」を「九〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表備考二中「五五〇円」を「五〇〇円」に、「三五〇円」を「三〇〇円」に改め、同表第四項の表一の項中「三、六〇〇円」を「三、五五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表二の項中「一、三五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表三の項中「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一、五五〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表六の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表備考一中「二、五〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、一五〇円」を「二、八五〇円」に改め、同表備考二中「二五〇円」を「一五〇円」に、「一〇〇円」を「一五〇円」に改める。

第十六条第二項の表八の項及び一二の項中「二、〇〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

第十六条の三第二項の表一の項中「一三、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「一、九〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

第十六条の三第二項の表二の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表三の項中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。